

「当たり前の生活」に貢献

私たちが創る、道路や水道といった生活インフラは豊かな暮らしを支え、現代人の生活に欠かすことが出来ません。

当社は、安全・品質・自然環境を優先し、長く、快適に使って頂ける丈夫なインフラを創り、人々の「当たり前の生活」に貢献します。



労働時間管理

労働時間に関する相談窓口の設置

社員が安心して働くことが出来る職場環境を作っていくため、労働時間に関する相談窓口を令和3年4月1日から総務課に設置し、同窓口の担当役員も決定した。

所定休日増

「週休二日制度」の導入を促進

社員が仕事とプライベートを両立し、全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮出来る職場環境を作るため、「週休二日制度」を令和3年6月1日から導入した。結果として、年間所定休日は87日から105日に増えた。ただし、工事部所属社員が下請工事に従事する場合は、元請業者の指示による。

ノー残業デー

「ノー残業デー」の変更・追加

実施日を月1回から、毎月第1・3金曜日を「ノー残業デー」とし、全員17時までに退社することとした。

新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇の規定

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、次に掲げる状況に該当する場合には、新型コロナウイルス感染症に係る有給の特別休暇を取得できるよう労使で協議し、令和3年3月1日から適用している。

- 子の看護・世話をを行うことが必要となった場合
- 妊娠中の女性労働者が申し出た場合（母性健康管理措置）
- 家族の看護・介護・世話をを行うことが必要となった場合 等

◆トップのコメント

長時間労働を見直し、メリハリのある働き方を実現することは、労働者の健康確保及び業務の合理化、効率化の観点からも欠かせません。

長時間労働の抑制のために、定時退社や年次有給休暇の取得を当たり前に考える職場環境をつくります。

◆社員のコメント

子の看護休暇及び介護休暇の推奨により、同休暇（有給）が取りやすくなりました。週休二日制度の導入により、家族との時間が増えました。